

質 問 回 答 書

大宮スーパー・ボールパーク全体事業計画検討支援業務委託

質問 1.

発注者からのお知らせ

回答 1.

公示及び説明書の記載を以下のとおり修正し、修正版を掲示しますので、修正版を参照の上、技術提案書等を提出してください。

誤：公示 2、説明書 3

資格要件 (1) 次のアからキに該当する者であること。

正：公示 2、説明書 3

資格要件 (1) 次のアからクに該当する者であること。

質問 2.

本業務では民間事業者へのサウンディング実施が含まれることから、事業者との日程調整等により、作業工程が伸びる可能性があります。
そのため、サウンディング調査の調整により工期延伸が必要となった場合は、工期延期は可能でしょうか。

回答 2.

埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款第 25 条に基づき、契約後に協議するものとします。

質問 3.

「説明書」3 ページ 6 (2) 審査基準 企業及び業務責任者のその他業務実績に、「国内における大規模な観客席を有する競技施設又は宿泊、飲食を含む複合施設等、賑わいを複合的に創出する施設の整備に関するプロジェクトマネジメント業務」との記載がございますが、プロジェクトマネジメント業務とは具体的にどのような業務を指していますか。

例えば、下記のうちどの業務があてはまりますか。いずれとも異なる場合は想定される業務実績をご教示ください。

- ①PFI 制度を活用した施設整備に際して事業者選定支援を行った業務
- ②PFI 制度を活用した施設整備に際して事業者が決定した後の施設整備の設計・施工の監理・モニタリングを行う業務
- ③PFI 制度を活用した施設整備に際して事業者として参画し整備を行った業務

④コンストラクションマネジメント（CM）として発注者側の立場で参画した業務

回答 3.

①、②は「国内における大規模な観客席を有する競技施設又は宿泊、飲食を含む複合施設等、賑わいを複合的に創出する施設の整備（以下、「国内の賑わい施設整備」という）に関するプロジェクトマネジメント業務」という）の対象ではなく、国内の賑わい施設整備に関する設計又は支援業務の実績となります。

③のうち、国内の賑わい施設整備に関する事業者側のプロジェクトマネジメント業務を受注したものは、国内の賑わい施設整備のプロジェクトマネジメント業務の実績とします。

④のうち、国内の賑わい施設整備のコンストラクションマネジメントのうち、複数事業間にわたるものについては、国内の賑わい施設整備のプロジェクトマネジメント業務の実績とします。（参考：（一）建設コンサルタンツ協会、平成 31 年 2 月「CM方式活用の手引き（案）【改訂版】」P5）

これに併せて説明書を修正いたします。

質問 4.

技術提案を求める具体的テーマの「(2) 事業手法の検討に係る提案」において、本業務の業務内容である、① 事業範囲の検討、② 工区割の検討、④ 施設の整備順序、⑤ 全体イメージデザインの統一性の検討、3. サウンディング支援については、事業手法の検討業務に直接的にかかわる内容でなければ、提案を求められていない、との理解でよろしいでしょうか。

回答 4.

ご認識のとおりです。

なお、技術提案を求める具体的テーマの説明に必要となる場合は、ご提案いただくことも可能です。ただし、技術提案の審査対象とはしません。

質問 5.

技術提案を求める具体的テーマの「(3) 賑わいエリア（施設のイメージ等を含む）の検討に関する提案」について、「施設のイメージ図」の提案を求められているものではない、との理解でよいでしょうか。

回答 5.

ご認識のとおりです。

なお、技術提案を求める具体的テーマの説明に必要となる場合は、ご提案いただくことも可能です。ただし、技術提案の審査対象とはしません。

質問 6.

本業務に、イメージ図や平面図等の作図は含まれていないという理解でよいでしょうか。

回答 6.

ご認識のとおりです。

なお、全体イメージデザインの統一性の検討等を行う上でイメージ図等の作図をご提案いただくことも可能です。ただし、回答 5 のとおり、イメージ図や平面図等の作図を行うことは技術提案の審査対象とはしません。

質問 7.

本業務に整備・運営費の検討は含まれないという理解でよいでしょうか。また、これらの費用について、本業務で参照することが必要な場合、どのように入手することが想定されるでしょうか。

回答 7.

整備・運営費の検討が含まれない旨はご認識のとおりです。

整備・運営費の情報が必要となる場合は、過年度の資料の貸与、本業務で行うサウンディング項目に含める等を想定しています。

質問 8.

説明書「3 資格要件」の力について、現時点で全ての再委託先について明示することは難しいと考えますが、業務着手後も必要に応じて再委託をお認め頂けると考えてよろしいでしょうか。

回答 8.

埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款第 7 条に基づき、契約後に協議するものとします。

質問 9.

説明書「6 審査方法」について、選定委員会の委員はどのような方々でしょうか。所属やご専門分野等ご教示頂けませんでしょうか。

回答 9.

「埼玉県県土・都市整備部簡易公募型プロポーザル方式試行要綱」第 4 条に基づき発注機関（埼玉県都市整備部公園スタジアム課）に選定委員会を設置しております。

なお、各委員の所属や専門分野については非公開としております。

質問 10.

審査内容の公園、緑地整備は、都市公園以外の公園や将来的に都市公園に変更される予定のものも含まれる理解でよろしいでしょうか。

回答 10.

公示文「2 資格要件（1）キ」及び説明書「3 資格要件（1）キ」、並びに同「6 審査方法等（2）審査基準 1. 会社の実績（1）同種又は類似業務の実績」及び同「2. 業務責任者の実績（1）同種または類似業務の実績」は、都市公園法に基づく公園・緑地または同法に基づく公園・緑地として開設予定ものを対象とします。

説明書「6 審査方法等（2）審査基準 1. 会社の実績（2）その他の業務実績」並びに同「2. 業務責任者の実績（2）その他業務実績」には都市公園以外の公園、施設も対象とし、将来的に都市公園法に基づく公園・緑地として開設の予定がないものも対象とします。

質問 11.

説明書 2 p 「5. 技術提案書等の提出」について

技術提案書は 1 テーマにつき A 4 版 1 枚で記入することとありますが、片面（1 頁）まででしょうか。両面（2 頁）まででしょうか。

回答 11.

片面 1 頁です。

質問 12.

説明書 2 p ～「6. 審査方法」について

同種または類似業務に「・・・設計又は支援業務・・・」とありますが、整備構想や基本計画の検討業務も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。

回答 12.

ご認識のとおりです。

質問 13.

説明書 2 p ～「6. 審査方法」について

その他の業務実績において「プロジェクトマネジメント業務」とありますが、プロジェクトマネジメントは、事業のいずれの段階のものでもよろしいでしょうか。P F I 等民活手法のアドバイザー業務もこれに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。

回答 13.

国内の賑わい施設のプロジェクトマネジメント業務には、P F I 等民活手法検討に係るアドバイザー業務は対象となりません。

対象とする事業の段階は、「過去１０年間に、国内における大規模な観客席を有する競技施設又は宿泊、飲食を含む複合施設等、賑わいを複合的に創出する施設の整備に関するプロジェクトマネジメント業務（複数事業間にわたるコンストラクションマネジメント業務を含む）」とします。

質問１４．

説明書２ｐ～「６．審査方法」について

提案書の記載およびプレゼンテーションでの企業名の記載は可能でしょうか。

回答１４．

技術提案書の審査においては、公平な審査を行うため、提案者名（企業名）を伏せて審査を行います。技術提案書に提案者名（企業名）が記載された場合、失格、減点の対象とはしませんが、発注担当にて黒塗りを行った上、審査資料として審査委員に配布します。

また、プレゼンテーションにおいては提案者名（企業名）を伏せて説明を行ってください。

これに併せて説明書に追記いたします。

質問１５．

説明書２ｐ～「６．審査方法」について

プレゼンテーションでは提案書を抜粋したプレゼン資料の投影は可能との理解でよろしいでしょうか。

回答１５．

プレゼンテーションにあたっては、事前提出した資料が各審査委員には配布されていますので、口頭で説明を行ってください。モニターやスクリーンに投影することはできません。

これに併せて説明書に追記いたします。

質問１６．

業務委託仕様書１ｐ「第３条業務内容」について

２③事業手法の検討における事業手法の絞り込みについては、想定される手法の抽出と定性的評価の実施であり、事業費及びVFMの算定等については次年度以降に導入可能性調査を実施するという理解でよろしいでしょうか。

回答１６．

ご認識のとおりです。